

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年10月6日から令和7年11月7日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 子育て支援課、家庭児童支援課、西尾幼稚園、保育園（一色、一色西部、一色南部、佐久島、白浜、鳥羽）

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月7日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子育て支援課

ア 契約事務

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がないものが散見された。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(2) 家庭児童支援課

ア 契約事務

(イ) 予定価格書について、単価で設定すべきものを総価で設定しているものがあった。 【契約規則第14条第1項】

(イ) 予定価格書と見積書の日付に不整合があった。

【契約事務チェックシート】

(3) 幼稚園

ア 文書取扱事務

- (ア) 本人送達されていない督促状があったほか、納入済みの督促状兼領収証書の原本を納付義務者に返却していないものが散見された。

【民法第97条第1項】

【予算決算会計規則第41条】

- (イ) 文書管理システムに登録されていないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】

(4) 保育園

ア 文書取扱事務

- (ア) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施のほか、公印使用簿の押印もれがあった。

【文書事務の概要】

- (イ) 文書管理システムに登録されていないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】